



宅建試験講座  
権利関係 8



民法 1-8  
第 1 章意思表示を  
終わるに当たって

購読料：無料  
宅建 一郎

「宅建試験受験講座」 8 回目

権利関係 8

民法 1-8 民法第 1 章 意思表示を終わるに当たって

第 1 章 意思表示（最重要）

○はじめに

①第 1 項「契約の成立」は 1 回目，第 2 項「詐欺による意思表示」は 2 回目，第 3 項「強迫による意思表示」は 3 回目，第 4 項「虚偽表示」は 4 回目，第 5 項「錯誤による意思表示」は 5 回目，第 6 項「心裡留保による意思表示」は 6 回目，第 7 項「意思表示と関連するその他の事項」は 7 回目に学習致しました。

②今回の単元は第 8 項「意思表示の章を終わるに当たって」です。

.....  
第 8 項 「意思表示」の章を終わるに当たって

- 1 宅地建物取引は，不動産の売買契約を中心とした取引ですから，宅地建物取引主任者は，不動産取引の各種の契約をみる場合に，その契約が完全に有効なものであるかどうか，後日揉める可能性がないかどうか，判断しなければなりません。
- 2 ですから，宅建試験の試験官は，契約の効力が問題となる場面を出題してきますし，受験生はその知識を身につけておく必要があります。
- 3 ところで，宅建試験は，全ての問題が，法律的に基本的な知識を事例化して，出題されます。
- 4 それは，そもそも，法律というのは，問題の発生を前提とした解決のルールを持っているからです。
- 5 そこで，この講座も，知識と事例を車の両輪として学習するスタイルをとっています。そうすることにより，自然に修得した知識で問題を解く，インプットとアウトプットに慣れてくるからです。

☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎

★民法 第 1 章 「意思表示」は，これで終了致します。

★次回は，民法 第 2 章 「制限行為能力者制度」からと致します。

★なお，本書の転記・転載，著作権侵害・違反行為は厳禁  
ということをお願い致します。

☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎